

**【議題資料】**

令和7年8月7日（木）

第2回（資料）**蕪崎市立小、中学校適正規模・適正配置検討委員会**

## 1. 国・県による適正規模の考え方について

### (1) 学校規模の適正化・適正配置（要旨）

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえると、学校については、一定の規模を確保することが望ましい。

※小規模の場合には、例えば、以下のような課題が生じる

- ・クラス替えができない、クラス内で男女の偏りが生じる、人間関係が固定化する
- ・多様な意見に触れることが難しくなる、スポーツ実技や合唱・合奏などが困難になる



そのため、文部科学省では、小中学校の学校規模（学級数）の標準等を設定。

（学校教育法施行規則において、学校規模の標準は、小中学校ともに12学級以上18学級以下）

学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきもの。

※学校には一定の規模が必要な一方で、統廃合の結果、極端に長距離の通学が求められることなども問題。

また、学校は地域のコミュニティの核として、防災・保育・地域の交流の場等の機能を併せ持つ。地域の事情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させることが必要な場合もある。



統廃合することも、小規模校として存続させることも、設置者である自治体が判断。

※小規模校として存続させる場合、メリットを最大化するとともに、デメリットを最小化するような工夫が必要

### ①学校規模の適正化

学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。

#### 【学校小規模化の影響の例】

（学校運営上の課題）

- ・クラス替えできず人間関係が固定化
- ・集団行事の実施に制約
- ・部活動の種類が限定
- ・授業で多様な考えを引き出しにくい 等

（児童生徒への影響）

- ・社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・多様な物の見方や考え方に触れることが難しい 等

その上で、学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合の対応の大きな目安について、学級数の状況毎に区分して提示

【提示例】小学校（1～5学級）複式学級が存在する規模

概ね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

## ②学校の適正配置（通学距離）

スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準（小学校：4 km 以内、中学校：6 km 以内）に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示。

⇒1時間以内を一応の目安として、市町村が判断

（適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提）

## ③学校統合を検討する場合の留意事項

保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進める上での工夫例を提示。

【内容例】

（統合の適否に関する合意形成）

- ・小規模の課題の可視化と共有
- ・統合効果の共通理解 等

（魅力ある学校づくり）

- ・魅力的なカリキュラムの導入
- ・施設整備の充実 等

（統合により生じる課題への対応）

- ・児童生徒の環境適応支援
- ・バス通学による体力低下への対応
- ・廃校校舎の地域拠点としての活用 等

## ④小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるよう様々な工夫例を提示。

【内容例】

（小規模校の良さを生かす方策）

- ・少人数であることを生かした教育活動（外国語の指導や実技指導等）の徹底
- ・地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実 等

（小規模校の課題を緩和する方策）

- ・ICTの活用による他校との合同授業 等

## 2. 本市における適正規模を検討する際の留意点等について

### (1) 学級編制

学級編制について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（令和3年改正法）において、国では、小学校の同学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の標準を35人、中学校においては40人としています。

また、山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則では、小学校で35人、中学校で40人としていますが、少人数教育推進の方向性から、小学校1年生から4年生までは25人、5年生は30人、6年生は35人、中学校では35人学級編制（条件あり「はぐくみプラン」）を認めています。

複式学級については、上記法律及び規則において、小学校にあつては、国の基準では隣り合う学年の児童が合わせて16人以下（1年生を含む場合は8人以下）、山梨県では、12人以下（1年生は解消、飛び学級はしない）。中学校にあつては、国の基準では8人以下、山梨県では複式学級はしないこととなっています。

#### 【1学級の児童生徒数】

区分	学年	国	県	
			令和7年度	※推移使用
小学校	1年	35	25	25
	2年	35	25	25
	3年	35	25	25
	4年	35	25	25
	5年	35	30	30
	6年	35	35	30
中学校	1年	40	35	35
	2年	40	35	35
	3年	40	35	35

### (2) 学級数・学校規模

学級数について、「学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）」において、国では、小・中学校の学校規模（学級数）の標準を12学級以上18学級以下（1学年あたり小学校で2～3学級、中学校で4～6学級）と定めています。（特別支援学級の学級数を除く）

また、少子化等が進行し、児童生徒の教育条件をより良くする目的で学校規模の適正化を検討するにあたり、学級数の観点に加え、学校規模について、国においては、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」、山梨県においては、平成19年3月に「小・中学校適正規模検討報告書（小規模小・中学校における望ましい教育環境確保のために）」において、望ましい学級数や学校規模についての基本的な考え方を示しています。

#### 【法令による標準】

- ・小学校 1学年2学級以上 学校で12学級 ～ 18学級
- ・中学校 1学年4学級以上 学校で12学級 ～ 18学級

(参考)

本市の状況

区分	学校名	学級数 (令和7年度)	満たす学校
小学校	葦崎小学校	11	
	穂坂小学校	5	
	葦崎北東小学校	15	満たす
	葦崎北西小学校	6	
	甘利小学校	17	満たす
中学校	葦崎西中学校	9	
	葦崎東中学校	12	満たす

【学校規模適正化を検討する時の望ましい考え方】

複式学級を解消し、各学年でクラス替えができる。

区分	国 [手引きP9]	県 [報告書P7]
小学校	<p><b>1学年2学級以上</b></p> <p>小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。</p> <p>また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには<b>1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいもの</b>と考えられます。</p>	<p><b>1学年2学級以上</b></p> <p>学校規模について、<u>クラス替えの可能な12学級以上の規模が望ましい。</u></p> <p>学校教育における集団での諸活動を効果的に行う観点から、学級規模については、20人程度以上の規模が望ましい。</p> <p>適正規模を進めても、実現が困難な場合においても、複式学級を解消できる規模が望ましい。</p>
中学校	<p><b>1学年3学級以上</b></p> <p>中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。</p> <p>また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、<u>少なくとも9学級以上確保することが望ましいもの</u>と考えます。</p>	<p><b>1学年2学級以上</b></p> <p>学校規模について、<u>クラス替えの可能な6学級以上の規模が望ましい。</u></p> <p>学校教育における集団での諸活動を効果的に行う観点から、学級規模について、20人程度以上の規模が望ましい。</p>

(参考)

標準を下回る場合の対応の目安 [手引きP 1 1]

・小学校

区分	学級数	学校名	学級数 (令和7年度)
極小規模校	5学級以下 (複式学級)	穂坂小学校	5
小規模校	6学級	葦崎北西小学校	6
	7～8学級		
	9～11学級	葦崎小学校	11
適正規模校	12～18学級	葦崎北東小学校	15
		甘利小学校	17
大規模校	19学級以上		

・中学校

区分	学級数	学校名	学級数 (令和7年度)
極小規模校	2学級以下		
小規模校	3学級		
	4～5学級		
	6～9学級		
	9～11学級	葦崎西中学校	9
適正規模校	12～18学級	葦崎東中学校	12
大規模校	19学級以上		

### 3. 本市における学級数・学校規模の具体的な検討(意見集約)について

国(県)は、クラス数など一定の規模のうえで、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することが望ましいとの考えになっていますので、未来の子どもたちにとって、受けられる教育の形態や出会う友達の数などに、なるべく学校間の差がなく、望ましい教育環境や質の高い教育の提供を図る必要があります。

本市においても、子どもたちの想いや教育条件の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するための適正な学級数(学校規模)について、基本的な考えを検討します。

・1学年\_\_\_\_\_学級以上(理由: ) 等